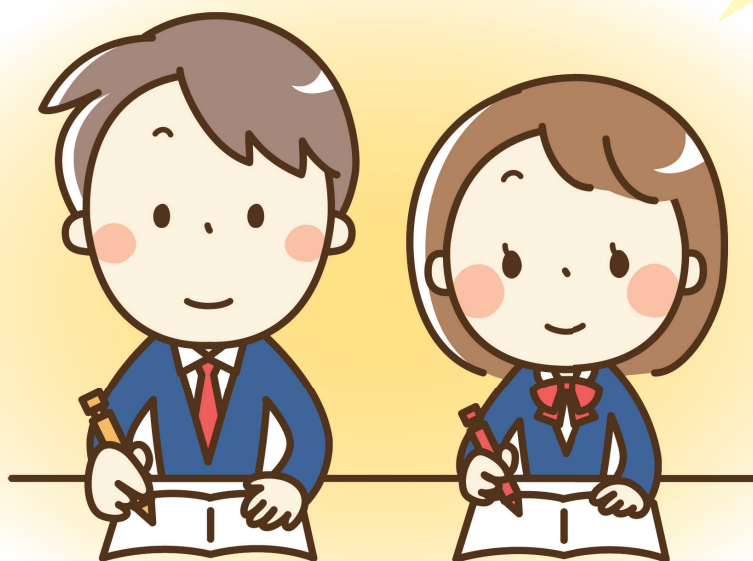




港区奨学金案内

大学・短期大学・高等専門学校（４年生以上）・
専修学校（専門課程）に在学・進学予定の方で、
奨学金を希望する皆さんへ
港区には給付型と貸与型の２つの奨学金制度があります。

奨学金を活用して、
思いっきり学びましょう！



詳細は港区ホームページをご確認ください。



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

目次



知っておいてほしいポイント	2 ページ
第Ⅰ部 給付型奨学金制度	3 ページ
1. 募集時期	3 ページ
2. 対象となる学校（確認大学等）	3 ページ
3. 給付対象者の要件（基準）	4 ページ
4. 給付金額	12 ページ
5. 給付方法	17 ページ
6. 申込手順等	18 ページ
7. 採用後の手続き	19 ページ
第Ⅱ部 貸付型奨学金制度	21 ページ
1. 募集時期	21 ページ
2. 貸付対象者の要件（基準）	21 ページ
3. 貸付金額	21 ページ
4. 貸付方法	22 ページ
5. 申込手順等	22 ページ
6. 採用後の手続き	22 ページ
7. 返還について	23 ページ
地域ボランティアの紹介	24 ページ

本冊子で出てくる用語

- ・ **あなた** 奨学金を申し込む学生本人
- ・ **大学等** 大学、短期大学、高等専門学校（4年生以上）、専修学校（専門課程）
- ・ **生計維持者** . . . 父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）

知っておいてほしいポイント

港区の奨学金制度の趣旨

港区の奨学金は、大学・短期大学・高等専門学校（４年生以上）・専修学校（専門課程）等に在学及び進学予定の方で、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の給付及び貸付をし、将来社会のために有為な人材を育成することを目的としています。

奨学金を受ける事ができる期間

奨学金を受けられる期間は、奨学生がその在学する大学等の正規の修業年限を修学するために必要な期間となります。

港区の給付型奨学金と国（日本学生支援機構）の給付型奨学金との併用

国（日本学生支援機構）の給付型奨学金と併用することができます。

港区では、国（日本学生支援機構）が対象とする世帯に加え、港区の実態に即した所得層までを対象とする独自の給付型奨学金制度を取り入れています。所得については、課税標準額を基準に要件を設定しています。

港区の給付型奨学金と他の貸付型奨学金との併用

港区の給付奨学生として採用された場合であっても、国（日本学生支援機構）や他の自治体等が行っている貸付型奨学金と併用する事ができます。

港区の貸付型奨学金と他の貸付型奨学金との併用

港区の貸付奨学生として採用された場合は、併用して国（日本学生支援機構）その他同種の貸付型奨学金から貸付を受ける事ができません。採用結果が分かり次第、どこから奨学金の貸付を受けるかをご家庭内で相談し、一つに決めてください。

第Ⅰ部 給付型奨学金制度

1 募集時期

原則年3回の募集を行います。

※在学生向け募集とは、大学等に在学している方を対象とした募集です。

※進学予定者向け予約募集とは、大学等に進学予定である高校3年生等を対象とした募集です。

在学生向け一次募集	5月頃
在学生向け二次募集	8月頃
進学予定者向け予約募集	12月頃

2 対象となる学校（確認大学等）

下表で給付対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）に在学及び進学する人が給付対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※）を参照



学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科・別科（※1）	×	
短期大学	学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
	別科	×	
高等専門学校	4・5年生	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科	△	適格専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。

※1 大学の専攻科、別科は対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）、専修学校の専攻科は、文部科学省が指定した専攻科（「適格専攻科」といいます。）に在籍している人に限ります。
あなたの在籍する専攻科が、適格専攻科かどうかは、学校に確認してください。

◎令和7年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧
上記一覧の詳細につきましては、右記の二次元コードよりご確認ください。



※3 本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科（適格専攻科）で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科（適格専攻科）への入学が1年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。

※4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間、計画的に課程を履修し卒業する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみ支給となります。

3 給付対象者の要件（基準）

給付対象校に在学又は進学を予定している人で、以下の（1）から（4）のいずれにも該当する人が給付対象となります。

（1）居住場所に係る要件

あなたの生計維持者が、給付の日の6月前から引き続き港区内に住所を有していることが必要です。

（2）大学等への入学時期等に関する要件

以下①～④のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

① 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していない人

- ※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します。（インタナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、5ページ④を参照。）
- ※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。
- ※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り（ひとつ目の専門課程で支給を受けていないことが前提です）。
- ※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。
- ※5 災害傷病その他やむを得ない事由により、当該機関を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

② 大学等（給付奨学生にあっては確認大学等）に在学している学生等であること。

※在学生向けの募集のみ

- ③ 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16 歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が 5 年を経過していない人（5 年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます。）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学する日までの期間が 2 年を経過していない人

※進学予定者向けの予約募集のみ

- ④ 以下の a～c のいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

- a 学校教育法施行規則第 150 条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が 2 年を経過していない人

- (ア) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人
- (イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
- (ウ) 文部科学大臣の指定した人

- b 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が 2 年を経過していない人

- (ア) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学する人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた人
- (イ) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学する人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた人

- c 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、入学する日が 20 歳に達する日の属する年度の翌年度の末日までの人

- (ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18 歳に達した人
- (イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18 歳に達した人

※進学予定者向けの予約募集のみ

(3) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は以下（表 1）のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が 6 ページ（表 2）の 1～3 のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

（表 1）

申込者年次	学業成績等に係る基準
進学予定者 ・ 在学 1 年次	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
在学 2 年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2（おおむね GPA2.5 以上）の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ 採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校 5 年次に在籍中の場合、4 年次修了時の成績により判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

※ 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

※ 入学から 1 年を経過している人が、入学 1 年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学 1 年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後 1 年以上を経過した人」の基準で判定されます。

（表 2）

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の 6 割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が 6 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

※ 上記 1～3 のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

※ 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で 1～3 のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。ただし、すでに前の学校で給付奨学金を受けていた者が編入学又は転学した場合、基準が異なることがあります。

※ 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

(4) 家計に係る基準

① 収入基準

収入基準が下表に該当するか判定します。なお、判定の際に確認する区市町村民税情報については、募集時期によって異なり、当年度若しくは前年度の税情報を確認します。

【多子世帯以外の場合】

給付区分	収入基準
A 区分	区民税非課税世帯～区市町村民税のうち所得割課税額（※）が 87,800 円未満の世帯
B 区分	区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円以上 154,500 円未満の世帯
C 区分	区市町村民税のうち所得割課税額が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が 199,600 円以上の世帯

【多子世帯に該当する場合】

給付区分	収入基準
D 区分	区民税非課税世帯～区市町村民税のうち所得割課税額（※）が 199,600 円未満の世帯
E 区分	区市町村民税のうち所得割課税額が 199,600 円以上 312,900 円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が 312,900 円以上の世帯

※ ここで指す「所得割課税額」とは、課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）で計算したものを指します。（100 円未満切り捨て）9 ページ掲載の〔参考：収入基準を満たすかどうか確認する方法〕等を参照し、確認してください。

※ ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除等適用により所得割が非課税となっても、奨学金制度において確認する所得割課税額が、0 円とにならない場合があります。

【港区における多子世帯とは】

生計維持者 2 名（原則あなたの父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属（注）である者」、「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない人数が 2 人以上の場合、多子世帯となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

（注）尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

なお、扶養している子どもの人数については、各年度に課税される住民税において、その年度の前年の 12 月 31 日時点で判定を行い、扶養する子ども等の人数に変更があった場合は、翌年の 10 月分から給付額が見直されます。

【例】令和 6 年 4 月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和 7 年度住民税情報に反映）

➡令和 7 年 10 月分からの給付額の判定において反映されます。

【例】令和 7 年 4 月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和 8 年度住民税情報に反映）

➡令和 8 年 10 月分からの給付額の判定において反映されます。

上記の他、以下に該当する方がいる世帯については多子世帯となる場合がございます。
 該当する場合は必ず申請してください。

- ① 令和7年1月1日以降の期間（以下「追加判定期間」）で新たに出生した者
- ② 追加判定期間に成立した生計維持者の養子
- ③ 追加判定期間において児童福祉法に規定する里親に委託された児童
- ④ ①～③までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者※

※生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子について、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合等

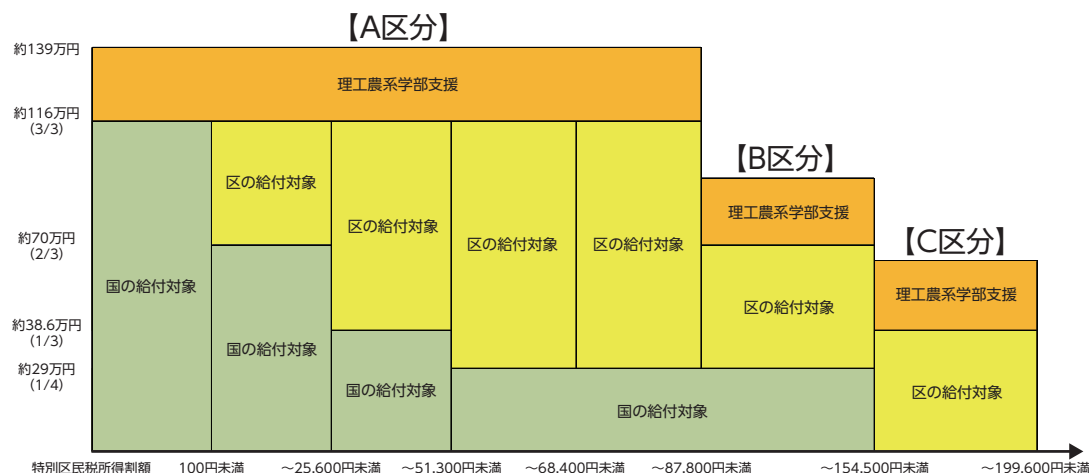
【給付イメージ図(私立大学(自宅通学)・理工農系学部)に在籍の場合)】

※下記イメージ図には入学資金は含まれていません。

※詳細な給付金額は13ページ以降でご確認ください。

※多子世帯に該当の場合は、収入基準と給付額が異なりますのでご注意ください。

※国の給付対象等については、制度改正等により、変更となる場合がございます。



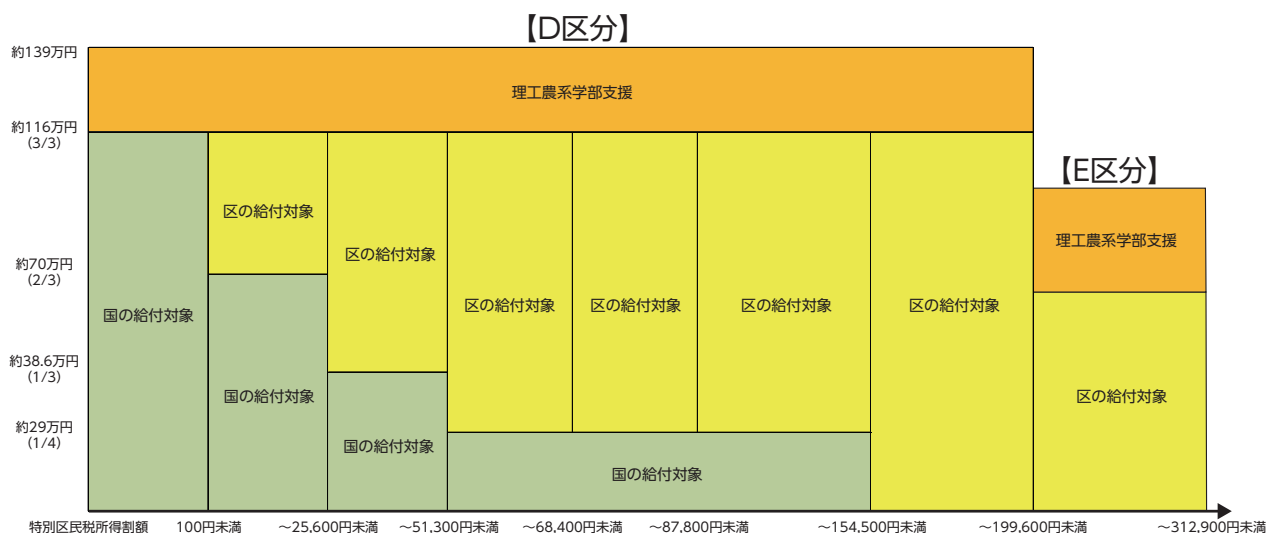
●多子世帯(扶養する人数が2人以上)に該当する場合

【給付イメージ図(私立大学(自宅通学)・多子世帯(扶養する人数が2人以上)・理工農系学部
に在籍の場合)】

※下記イメージ図には入学資金は含まれていません。

※詳細な給付金額は15ページ以降でご確認ください。

※国の給付対象等については、制度改正等により、変更となる場合がございます。



【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

あなた及び生計維持者の課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の通知等に記載してある課税標準額及び所得割課税額で確認します。

収入基準を満たすかどうかは申込前に必ず課税証明書等により確認してください。

$$\text{所得割課税額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額})$$

※100円未満切り捨て

この計算をあなたと生計維持者各人について行い、合計した金額が収入基準を満たしているかどうかで判定します。

(例) 課税証明書の場合(港区)

(令和○年度相当分) 特別区民税・都民税・森林環境税 課税証明書	
令和○年度中の合計所得金額等	
合計所得金額	¥○○○○○○○
総所得金額等	¥○○○○○○○
所得控除額計	¥○○○○○○○
課税標準額	¥○○○○○○○
** 以下余白 **	

$\text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) = \text{所得割課税額}$

※ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除等適用により所得割が非課税となっても、奨学金制度において確認する所得割課税額が、0円とならない場合があります。

② 資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません。）。

基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
5,000万円未満

■重要■

対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）

・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。

※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。

生計維持者について、より詳しい情報は日本学生支援機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

（日本学生支援機構ホームページ >> 奨学金 >> 奨学金制度の種類と概要 >> 給付奨学金（返済不要） >> 給付奨学金の家計基準 >> 生計維持者について）



■重要■

生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

④ 在留資格

外国籍の人は、在留資格等によっては申請ができない場合があります。
 申請を行う場合は、「在留資格等」や「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、
 支給対象となる在留資格等であることの証明する書類を提出する必要があります（※1）。

国 籍	在 留 資 格 等(※2)	届 出 書 類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	⇒ ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記（※1）されているもの （いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	⇒ 定住者（※4）	
	⇒ 家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	⇒ 上記以外（「留学」等）	⇒ 支給の対象となりません

- （※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。
 申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。
 なお、「特例期間」に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。
 なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- （※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- （※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- （※4） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。
- （※5） 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等卒業後に日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- （※6） ここでいう、「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。
- （※7） 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の支給を受けることができません。

■ 重要 ■

- ・ 在留資格の記載が上記（※2）以外の場合（「留学」、「家族滞在」等）は支給対象となりません。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

4 給付金額

※「国（日本学生支援機構）の給付型奨学金・授業料等減免制度」の対象となる方は、港区の給付額から差し引いた額を給付します。対象となる方は必ず申し込んでください。

給付奨学生として採用されてから正規の修業年限まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）、世帯構成（多子・多子以外）等により 13 ページ以降の金額表を上限額とし、給付します。

- （※ 1）自宅通学とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。（生計維持者の単身赴任等は、一時的に別居している場合も自宅扱いとなります）。
- （※ 2）自宅外通学とは、あなた本人が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。
- （※ 3）「自宅外通学」の月額を選択する場合、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- （※ 4）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。



〈授業料等に対する給付金額一覧〉

各区分における給付額は以下のとおりです。

区 分			給付額（月額）		
			A 区分	B 区分	C 区分
			該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額が 0 円以上 87,800 円未満の世帯	該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額 が 87,800 円 以 上 154,500 円未満の世帯	該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額 が 154,500 円 以 上 199,600 円未満の世帯
大 学	学部 （夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900 円	49,200 円	24,600 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400 円	74,200 円	37,100 円
		私立（自宅通学）	96,700 円	64,400 円	32,200 円
		私立（自宅通学以外）	134,200 円	89,400 円	44,700 円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600 円	34,300 円	17,200 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100 円	59,300 円	29,700 円
		私立（自宅通学）	68,300 円	45,500 円	22,700 円
		私立（自宅通学以外）	105,800 円	70,500 円	35,200 円
短 期 大 学	学科 （夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700 円	41,100 円	20,600 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200 円	66,100 円	33,100 円
		私立（自宅通学）	90,000 円	60,000 円	30,000 円
		私立（自宅通学以外）	127,500 円	85,000 円	42,500 円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500 円	30,300 円	15,200 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000 円	55,300 円	27,700 円
		私立（自宅通学）	68,300 円	45,500 円	22,700 円
		私立（自宅通学以外）	105,800 円	70,500 円	35,200 円
高 等 専 門 学 校		国立及び公立（自宅通学）	37,100 円	24,700 円	12,400 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	53,800 円	35,900 円	18,000 円
		私立（自宅通学）	85,100 円	56,700 円	28,400 円
		私立（自宅通学以外）	101,700 円	67,700 円	33,900 円
専 修 学 校	学科 （夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100 円	28,700 円	14,400 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600 円	53,700 円	26,900 円
		私立（自宅通学）	87,500 円	58,300 円	29,100 円
		私立（自宅通学以外）	125,000 円	83,300 円	41,600 円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200 円	24,100 円	12,100 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700 円	49,100 円	24,600 円
		私立（自宅通学）	70,800 円	47,200 円	23,600 円
		私立（自宅通学以外）	108,300 円	72,200 円	36,100 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			4,300 円	2,900 円	1,500 円

〈入学資金一覧〉

各区分における給付額は以下のとおりです。

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき下表の金額を給付します。

なお、入学に際して必要な資金については、入学した月から給付を受けている方のみ給付対象となります。

区 分			給付額		
			A 区分	B 区分	C 区分
			該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額が 0 円以上 87,800 円未満の世帯	該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額 が 87,800 円 以 上 154,500 円未満の世帯	該当年度分の区市町村 民税のうち所得割課税 額 が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯
大 学	学部 (夜間 学除く)	国立及び公立	282,000 円	188,000 円	94,000 円
		私立	260,000 円	173,300 円	86,600 円
	学部 夜間	国立及び公立	141,000 円	94,000 円	47,000 円
		私立	140,000 円	93,300 円	46,600 円
短 期 大 学	学部 (夜間 学除く)	国立及び公立	169,200 円	112,800 円	56,400 円
		私立	250,000 円	166,600 円	83,300 円
	学部 夜間	国立及び公立	84,600 円	56,400 円	28,200 円
		私立	170,000 円	113,300 円	56,600 円
高等専門学校		国立及び公立	84,600 円	56,400 円	28,200 円
		私立	130,000 円	86,600 円	43,300 円
専 修 学 校	学部 (夜間 学除く)	国立及び公立	70,000 円	46,600 円	23,300 円
		私立	160,000 円	106,600 円	53,300 円
	学部 夜間	国立及び公立	35,000 円	23,300 円	11,600 円
		私立	140,000 円	93,300 円	46,600 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0 円	0 円	0 円

〈授業料等に対する給付金額一覧〉

多子世帯（扶養する人数が2人以上）に該当する場合の各給付額は以下のとおりです。

区 分			給付額（月額）	
			D 区分	E 区分
			該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 0 円以上 199,600 円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 199,600 円以上 312,900 円未満の世帯
大 学	学部 （夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900 円	49,200 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400 円	74,200 円
		私立（自宅通学）	96,700 円	64,400 円
		私立（自宅通学以外）	134,200 円	89,400 円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600 円	34,300 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100 円	59,300 円
		私立（自宅通学）	68,300 円	45,500 円
		私立（自宅通学以外）	105,800 円	70,500 円
短期大学	学科 （夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700 円	41,100 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200 円	66,100 円
		私立（自宅通学）	90,000 円	60,000 円
		私立（自宅通学以外）	127,500 円	85,000 円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500 円	30,300 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000 円	55,300 円
		私立（自宅通学）	68,300 円	45,500 円
		私立（自宅通学以外）	105,800 円	70,500 円
高等専門学校	国立及び公立（自宅通学）	37,100 円	24,700 円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800 円	35,900 円	
	私立（自宅通学）	85,100 円	56,700 円	
	私立（自宅通学以外）	101,700 円	67,700 円	
専修学校	学科 （夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100 円	28,700 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600 円	53,700 円
		私立（自宅通学）	87,500 円	58,300 円
		私立（自宅通学以外）	125,000 円	83,300 円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200 円	24,100 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700 円	49,100 円
		私立（自宅通学）	70,800 円	47,200 円
		私立（自宅通学以外）	108,300 円	72,200 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			4,300 円	2,900 円

〈入学資金一覧〉

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき下表の金額を給付します。

なお、入学に際して必要な資金については、入学した月から給付を受けている方のみ給付対象となります。

多子世帯（扶養する人数が2人以上）に該当する場合の入学資金の金額は以下のとおりです。

区 分			給付額	
			D 区分	E 区分
			該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の世帯
大 学	学部 (部を除く)	国立及び公立	282,000 円	188,000 円
		私立	260,000 円	173,300 円
	学部 夜間	国立及び公立	141,000 円	94,000 円
		私立	140,000 円	93,300 円
短 期 大 学	学部 (部を除く)	国立及び公立	169,200 円	112,800 円
		私立	250,000 円	166,600 円
	学部 夜間	国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	170,000 円	113,300 円
高等専門学校		国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	130,000 円	86,600 円
専 修 学 校	学部 (部を除く)	国立及び公立	70,000 円	46,600 円
		私立	160,000 円	106,600 円
	学部 夜間	国立及び公立	35,000 円	23,300 円
		私立	140,000 円	93,300 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0 円	0 円

○私立学校の理工農系学部等への給付額上乘せ

文部科学省が定める「理工農系学部学科の対象機関リスト」に掲載のある学校に在籍の場合は、給付額が上乘せされます。

学校種別	給付額（月額）
大学（夜間学部を除く。）	19,500 円
大学（夜間学部に限る。）	10,000 円
短期大学（夜間学科を除く。）	13,000 円
短期大学（夜間学科に限る。）	7,500 円
高等専門学校	19,500 円
専修学校（夜間学科を除く。）	12,300 円
専修学校（夜間学科に限る。）	8,200 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校	2,800 円

【理工農系学部学科の対象機関リスト】



こちらからご確認いただけます。



5 給付方法

あなた本人名義の口座に原則半年分ずつまとめて振り込みます。奨学金の申込までに、利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【奨学金振込時期】

	前期分（4月～9月分）	後期分（10月～3月分）
在学生向け一次募集	8月中旬～8月下旬	11月下旬～12月中旬
在学生向け二次募集		11月下旬～12月中旬
進学予定者向け予約募集	4月下旬～5月中旬	11月下旬～12月中旬

6 申込手順等

申込の流れは次のようになります。

1 申込関係書類の受取り、「奨学金給付申請書」の作成

申込関係書類を港区ホームページからダウンロード、又は港区役所や各地区総合支所等で受け取り、「奨学金給付申請書」等を作成します。「奨学金給付申請書」等の記載内容を確認のうえ、あなた及び生計維持者が記入・自署してください。

2 申込書類を提出

定められた期限までに、必要書類を港区教育委員会事務局教育長室へ郵送又は直接持参して提出してください。

No.	必要書類	概要
1	【全員】 奨学金給付申請書	記入例を参考に必要事項を記入してください。
2	【全員】 奨学生推薦調書	在学又は卒業した高等学校にあなたから依頼し、記載してもらってください。
3	【全員】 成績等を証明する書類 又はレポート	レポートは、学業成績に係る基準を満たしていない場合のみ提出が必要です。「修学の目的」や「学業継続意志」等について 800 ～ 1,000 字程度で作成してください。
	【該当者のみ】 国（日本学生支援機構） の給付型奨学金採用決定通知等の写し	国（日本学生支援機構）の給付型奨学金採用決定を受けている方は決定通知の写しを提出することで、成績等を証明する書類を提出する必要がなくなります。提出するときは、パスワード部分をマスキングしてください。
4	【該当者のみ】 当年度課税証明書	各募集時期で定める基準日に港区に住所を有していなかった場合のみ提出してください。

※「国（日本学生支援機構）の給付型奨学金・授業料等減免制度」の支援対象となる方は、必ず申し込んでください。

※港区の給付額から国（日本学生支援機構）の給付額を差し引いた額を給付します。対象となる方は必ず申し込んでください。（差額が生じない場合、港区からの給付はございません。）

7 採用後の手続き

港区給付奨学生として採用された場合、以下の流れで手続きをしていただきます。

1 「自宅外通学であることの証明書類」の提出【自宅外通学選択者のみ】

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します（詳細は、採用決定時にお知らせします。）。

自宅外通学の方への振込みは、「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金を確認できるまで、給付の再開はできません。

2 「国(日本学生支援機構)からの給付額が分かる書類」の提出[国の支援対象の方のみ]

給付金額の決定に伴い、以下の書類の提出をします。

「国（日本学生支援機構）の給付型奨学金・授業料等減免制度」の金額が分かる書類

「国（日本学生支援機構）の給付型奨学金・授業料等減免制度」の給付対象となる方は、港区の給付額から差し引いた額を給付します。対象となる方は必ず申し込んでください。

3 適格認定（家計）

奨学金給付期間中、毎年10月頃、港区に経済状況の報告をしてもらいます。あなたと生計維持者の所得、住民税情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計に係る基準（6～10ページ）による給付区分の見直しを行います。

確認の結果、後期分（10月～3月分）から奨学金の給付が止まったり、給付額が変わることがあります。

4 適格認定（学業成績等）

奨学金給付期間中、毎年3～4月頃、港区に学業成績等の報告をしてもらいます。次のいずれかに該当する場合、奨学金の給付が打ち切られます（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）。

- ①退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- ②次ページ【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

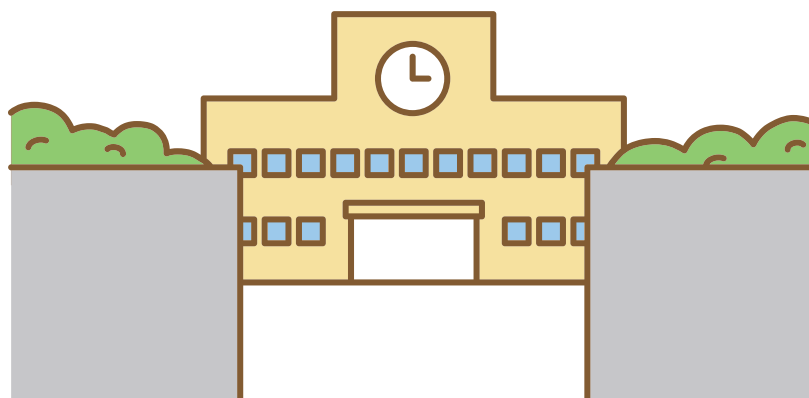
区 分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

5 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、毎年4月に港区に報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の給付が止まります。



第Ⅱ部 貸付型奨学金制度

港区では、大学、短期大学、専修学校専門課程に準ずる課程に在学及び進学予定の方で、学業に意欲をもちながらも経済的理由により進学が困難な方に奨学金をお貸ししています。

1 募集時期

原則年3回の募集を行います。

※在学学生向け募集とは、大学等に在学している方を対象とした募集です。

※進学予定者向け予約募集とは、大学等に進学予定である高校3年生等を対象とした募集です。

在学学生向け一次募集	5月頃
在学学生向け二次募集	8月頃
進学予定者向け予約募集	12月頃

2 貸付対象者の要件（基準）

- (1) 生計維持者が、貸付日の6か月前から引き続き港区に住所を有していること。
- (2) 経済的理由により修学が困難であること。
- (3) 高等学校または高等専門学校（3年生に限る）・専修学校・各種学校の高等課程を卒業（修了）見込み、若しくは、卒業（修了）後2年以内で初めて大学等に入学する人。
※進学予定者向けの予約募集のみ
- (4) 大学等に在学している学生等であること。
※在学学生向けの予約募集のみ
- (5) 国（日本学生支援機構）その他同種の貸付型奨学金を借りていないこと。（同時に申し込むことはできますが、採用後両方から借りることはできません。採用結果が分かり次第、どこから奨学金を借りるかご家庭内で相談し、一つに決めてください。）

（収入基準）

所得制限はありません（令和7年度～）

3 貸付金額

貸付奨学生として採用されてから正規の修業年限まで、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により下表の金額表を上限額として貸付をします。

	国 公 立	私 立
自宅通学（月額）	45,000円以内	54,000円以内
自宅外通学（月額）	51,000円以内	64,000円以内
入学資金	300,000円以内	

(1) 入学資金は、希望者にお貸しします。

(2) 給付型奨学金と併用する場合は、給付を受けてもなお授業料等に不足額が生じる場合のみ貸付を行います。

※ 入学資金のみの貸付はできませんのでご注意ください。

4 貸付方法

採用手続き後、あなたからの請求に基づき、6月分ずつあなたの預金口座に振り込みます。

【奨学金振込時期】

	前期分（4月～9月分）	後期分（10月～3月分）
在学生向け一次募集	8月中旬～8月下旬	11月下旬～12月中旬
在学生向け二次募集		11月下旬～12月中旬
進学予定者向け予約募集	4月下旬～5月中旬	11月下旬～12月中旬

5 申込手順等

申込の流れは次のようになります。

1 申込関係書類の受取り、「奨学金貸付申請書」の作成

申込関係書類を港区ホームページからダウンロード、又は港区役所や各地区総合支所等で受取ります。「記入例」を参考に、「奨学金貸付申請書」に必要事項を記入し、経済状況等に係る理由書、在 schools 校長又は卒業した高等学校長の推薦書を添えて、港区教育委員会事務局教育長室へ直接持参又は郵送により申し込んでください。

2 申込書類

No.	必要書類	概要
1	奨学金貸付申請書	記入例を参考に必要事項を記入してください。
2	経済状況等に係る理由書	あなた及び生計維持者が記入してください。
3	奨学生推薦調書	在 schools 又は卒業した高等学校にあなたから依頼し、記入してもらってください。

6 採用後の手続き

貸付金の請求時に、あなたと連帯保証人がそれぞれ署名・捺印した借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

連帯保証人が立てられない場合には、奨学資金の貸付をすることができません。

連帯保証人は、次の要件を備えている方に限ります。

- ・一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。
- ・この奨学金につき、他に保証していないこと。（高校生の時に港区奨学生だった場合、その時の連帯保証人とは異なる方をたててください。また、ご兄弟で借りの場合、連帯保証人をそれぞれ異なる方にしてください。）

ただし、以下の方は、連帯保証人になることはできません。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 父母 | ・ 未成年者 |
| ・ 生計が同一の方 | ・ 債務を保証する能力のない方 |
| ・ 貸付終了時に満 65 歳を超える方 | |

7 返還について ※令和7年度から免除要件を一部緩和

貸付型奨学金制度は、保護者にお貸しするものではなく、あなたにお貸しするものです。
借り受けたあなたは、必ず返還しなければなりません。

奨学金は無利子です。貸付終了の翌月から1年の据置き期間ののち、12年以内で月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法により、口座振替にて均等分割払で、返還していただきます。

※ただし、大学等を卒業、又は修了後、奨学金の返還を怠ったことがなく、次の要件のいずれかを満たす場合には、奨学金（返還期限が到来していないものに限り）の返還が免除されます。

- (1) 港区規則で定める国家資格（※）を取得し、都内の事務所等で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して4年以上であること又は港区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者の港区内の事務所等で勤務した期間が通算して4年以上であること。

※【対象となる国家資格】

社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士

- (2) 東京都内の学校（幼稚園を含みます。）又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上あること。

[参考]

将来の返還について不安な方は、以下の表を参考にしてください。

上段は1回当たり、下段*印は最終回の返還金額です。

(単位：円)

借 用 事 例	借用金額	10年間で返す場合			12年間で返す場合		
		月賦	半年賦	年賦	月賦	半年賦	年賦
月額 45,000 円を 4 年間	2,160,000	18,000	108,000	216,000	15,000	90,000	180,000
		* 18,000	* 108,000	* 216,000	* 15,000	* 90,000	* 180,000
月額 51,000 円を 4 年間	2,448,000	20,400	122,400	244,800	17,000	102,000	204,000
		* 20,400	* 122,400	* 244,800	* 17,000	* 102,000	* 204,000
月額 54,000 円を 2 年間	1,296,000	10,800	64,800	129,600	9,000	54,000	108,000
		* 10,800	* 64,800	* 129,600	* 9,000	* 54,000	* 108,000
月額 64,000 円を 2 年間	1,536,000	12,800	76,800	153,600	10,700	64,000	128,000
		* 12,800	* 76,800	* 153,600	* 5,900	* 64,000	* 128,000
入学資金 300,000 円と 月額 45,000 円を 4 年間	2,460,000	20,500	123,000	246,000	17,100	102,500	205,000
		* 20,500	* 123,000	* 246,000	* 14,700	* 102,500	* 205,000
入学資金 300,000 円と 月額 51,000 円を 4 年間	2,748,000	22,900	137,400	274,800	19,100	114,500	229,000
		* 22,900	* 137,400	* 274,800	* 16,700	* 114,500	* 229,000

地域学校協働本部（区立幼稚園、小・中学校内）では、 地域ボランティアを募集しています！ 『奨学生の皆様、ぜひご参加ください！』

地域学校協働本部とは、幅広い地域住民等が参加し、連携・協働しながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組みです。

先生に子どもたちと向き合う時間を少しでも多く作ってほしいというねらいもあり、先生以外で担えることは地域住民がお手伝いをするという活動です。

区立幼稚園、小・中学校と地域をつなぐ連絡・調整役である地域コーディネーターがボランティアを募り、学校等のニーズに沿ったきめ細かな支援を行っています。

謝礼や交通費はありません。

問合せ等は、各校の担当者宛に直接ご連絡ください。

赤羽小学校 地域学校協働本部（あかさぽ）

内容：赤羽小学校の教育活動をサポートします。
昔遊びなどを通して子どもたちから学ぶことがあります。日程や時間等は学校の必要な時にご連絡しますので、ボランティア登録をお願いします。

日時：学校が必要なとき（平日授業時間帯・行事のある土曜日）

場所：港区立赤羽小学校（港区三田2-6-2）
その他：子どもたちにあたたかく寄り添える方、事前面談有り

問合せ：akabanesho-e@minnatooen.onmicrosoft.com
担当：地域コーディネーター 石川啓子（いしかわけこ）

麻布小学校・麻布幼稚園 地域学校協働本部

内容：行事を円滑に行えるようなお手伝いや環境の整備等、小学校や幼稚園の要望に応じて活動しています。地域ボランティアの登録は随時行っており、どなたでも登録いただくことができます。

日時：学校が必要なとき

場所：港区立麻布小学校・港区立麻布幼稚園（港区麻布台1-5-15）

申込み：ご協力いただける方はQRコードからご連絡ください。



白金の丘アカデミー 地域学校協働本部（おかサポ）



「1人の子どもを育てるには1つの村が必要」
学校教育活動に、様々な方の関わりが求められています。

内容：放課後の居場所「寺子屋チャンス」での
子どもの見守り

日時：毎週木曜日の午後2時30分～4時30分

場所：港区立小中一貫教育校白金の丘学園
（港区白金4-1-12）

港区立三光幼稚園（港区白金3-13-8）

その他：上記以外に読み聞かせ等、様々な活動も行っています

子どもたちにあたたかく寄り添える方、事前面談有り

問合せ：shirokanenooka-e@minnatooen.onmicrosoft.com

担当：地域コーディネーター 雨宮真歩（あめみやまほ）



メールはこちらから→



地域学校協働本部に関する問合せ先

【担当部署】 港区教育委員会事務局教育推進部

生涯学習スポーツ振興課生涯学習係

【電話番号】 03-3578-2746

Lined area for writing notes.

港区奨学金案内

【担当部署】 港区教育委員会事務局教育推進部
教育長室教育総務係

【電話番号】 03-3578-2713（奨学金担当）

【相談窓口】 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
（港区役所本庁舎7階 711窓口）

【開庁時間】 午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝を除く）

令和8年5月発行

